

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成29年 6 月 14 日

水 曜 日

第 4216 号

目 次

公安委員会規則

○ストーカー行為等の規制等に関する法律に規定する富山県公安委員会の事務の富山県警察本部長等への委任に関する規則 1

公安委員会規程

○富山県公安委員会の事務の専決に関する規程の一部を改正する規程 2

告 示

○土地改良区の定款変更の認可 3

○県営土地改良事業換地計画書の縦覧

○市街地再開発組合の事業計画の変更の認可 4

規 則

ストーカー行為等の規制等に関する法律に規定する富山県公安委員会の事務の富山県警察本部長等への委任に関する規則を次のように定め、公布する。

平成29年 6 月 14 日

富山県公安委員会委員長 久和 進

富山県公安委員会規則第 4 号

ストーカー行為等の規制等に関する法律に規定する富山県公安委員会の事務の富山県警察本部長等への委任に関する規則

(目的)

第 1 条 この規則は、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下「法」という。）第17条第 1 項の規定に基づき、富山県公安委員会の事務の委任に関し、必要な事項を定めるものとする。

(警察本部長への事務の委任)

第 2 条 次に掲げる事務は、警察本部長に委任する。

(1) 法第 5 条第 1 項の規定による命令

- (2) (1)に掲げる命令をしようとする場合の聴聞
- (3) 法第 5 条第 3 項の規定による命令
- (4) (3)に掲げる命令に係る法第 5 条第 3 項に規定する意見の聴取
- (5) (1)及び(3)に掲げる命令に係る法第 5 条第 6 項又は第 7 項の規定による通知
- (6) 法第 5 条第 9 項の規定による延長の処分
- (7) (6)に掲げる延長の処分をしようとする場合の聴聞
- (8) (6)に掲げる延長の処分に係る法第 5 条第10項において読み替えて準用する同条第 6 項又は第 7 項の規定による通知
- (9) 法第13条第 2 項の規定による報告徴収等
(警察署長への事務の委任)

第 3 条 次に掲げる事務は、警察署長に委任する。

- (1) 法第 5 条第 3 項の規定による命令
- (2) (1)に掲げる命令に係る法第 5 条第 6 項又は第 7 項の規定による通知
- (3) 法第13条第 2 項の規定による報告徴収等 ((1)に掲げる命令をするために必要があると認めるときに行うものに限る。)

附 則

この規則は、平成29年 6 月 14日から施行する。

~~~~~

**規 程**

~~~~~

富山県公安委員会の事務の専決に関する規程の一部を改正する規程を次のように定め、公布する。

平成29年 6 月 14日

富山県公安委員会委員長 久和 進

富山県公安委員会規程第 1 号

富山県公安委員会の事務の専決に関する規程の一部を改正する規程

富山県公安委員会の事務の専決に関する規程 (昭和61年富山県公安委員会規程第 2 号) の一部を次のように改正する。

別表ストーカー行為等の規制等に関する法律 (平成12年法律第81号) の項からス

トーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第19号）の項までを削る。

附 則

この規程は、平成29年 6 月 14日から施行する。

~~~~~  
**告 示**  
~~~~~

富山県告示第292号

土地改良区の定款変更の認可について

布尻土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、平成29年 6 月 2 日認可した。

平成29年 6 月 14日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県告示第293号

県営土地改良事業換地計画書の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の 2 第 1 項の規定により、県営農地整備事業飯沢栃沢地区の換地計画を定めたので、同条第 4 項において準用する同法第87条第 5 項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年 6 月 14日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

換地計画書の写し

2 縦覧の期間

平成29年 6 月 16日から

平成29年 7 月 14日まで

3 縦覧の場所

黒部市役所

教示

- この換地計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第89条の2第4項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があつたこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

富山県告示第294号

市街地再開発組合の事業計画の変更の認可について

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第2項において準用する同法第17条の規定により、次のとおり総曲輪西地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同法第38条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により公告する。

平成29年6月14日

富山県知事 石 井 隆 一

- 組合の名称
総曲輪西地区市街地再開発組合
- 事業施行期間

変 更 前	変 更 後
設立認可公告の日から平成29年3月31日まで	設立認可公告の日から平成30年3月31日まで

- 施行地区

富山市総曲輪通り三丁目 1 番 1 から 1 番 10、9 番 1 から 9 番 28

富山市一番町 1 番 5、1 番 6、1 番 8 から 1 番 10、1 番 15

ただし、別紙図面表示のとおり

4 事務所の所在地

富山市大手町 5 番 12 号

5 設立認可の年月日

平成 25 年 2 月 15 日

6 事業計画の変更の認可の年月日

平成 29 年 6 月 7 日

(「別紙図面」は省略し、富山県土木部建築住宅課に備え置いて縦覧に供する。)
